

# 令和2年度 さいたま市立本太中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立本太中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない、見過ごさない」という認識を持ちます。
- 2 いじめられている生徒を最後まで守り抜きます。
- 3 学校の特定の教職員が、情報を抱え込まず、教職員全員が共通理解を図り、組織的に対応します。
- 4 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導し、成長を促します。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 6 いじめの問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を深めます。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたり、再発を防ぎます。
- 8 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- 9 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行います。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- 1 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- 3 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること。  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、学校評議員、スクールカウンセラー、PTA会長（主任児童委員、）民生委員、浦和警察署  
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど構成委員以外の関係者を招集し、対応する。

### (3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

### (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

#### イ 早期発見・事案対処

- ・個別面談や相談の受け入れ及びその情報の収集と記録、共有
- ・学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の収集と記録、共有
- ・発見されたいじめ事案への対処
- ・重大事態への対処
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制、対応の決定と保護者との連携と  
いった組織的対応

#### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校基本方針の定期的検証
- ・構成委員の決定
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施

### 2 いじめ対策生徒委員会

- (1) 目的 いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進するため
- (2) 構成員 生徒会長ほか生徒会本部役員、学級委員
- (3) 開催 生徒委員会開催時に必要に応じて開催
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの内容を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。

## V いじめの未然防止

### 1 道德教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教員を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### (2) 道德の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係をつくる。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

#### (2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みのストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代りに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施 1年生(6月) 2年生(7月) 3年生(7月)

### 5 メディアリテラシー教育を通して

#### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施 6月23日(火)

○生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

### 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん幼児触れ合い体験」の実施 3年生(10月・11月・12月)

## 7 保護者との連携として

- (1) いじめは絶対に許されないということについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の生徒の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・生徒の些細な変化に気付くこと。
- ・情報の収集と気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：6月・10月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、記録をとり保存する。面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 担任、学年からの報告による情報把握
- (2) いじめを認知したときは、「**児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応**」に基づき対応

### 4 教育相談週間の実施

- (1) 年2回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ① 教育相談だよりの発行
  - ② さわやか相談室の充実

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：必要に応じて実施
- (2) アンケート結果の活用：事実関係を確認し、該当生徒への適切な対応

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：年1回（11月）連絡協議会実施で情報交換を行う。必要に応じて臨時に連絡協議会を開催する。
- (2) 防犯ボランティア：登下校時における生徒の様子を情報交換できる体制を整備しておく。
- (3) 学校評議員：年2回の会議の開催に合わせ、学校での「いじめに対する取組」について説明し意見交換やアドバイスを受け、以降の指導に生かす。

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。また、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長：情報を収集し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭：校長の指示のもと、情報収集に必要な関係教職員間の調整及び進捗状況を確認し、必要に応じて助言や補助を行う。  
いじめ対策委員会の会議の進行を行う。
- 教務主任：校長の指示のもと、情報収集に必要な関係教職員間の整備及び進捗状況を確認し、必要に応じて助言や補助を行う。いじめ対策委員会の記録を整理する。
- 担任：事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当：担任等の指導の補助として同席し、必要な指導や記録を行う。
- 学年主任：担当する学年の生徒の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長・教頭に報告する。
- 生徒指導主任：生徒の情報を把握できる体制づくりをする。  
生徒の情報を全教職員に周知し、共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任：事前の相談活動等を参考に、問題発生の背景を探り、必要に応じて担任等の情報収集、指導の補助を行う。
- 特別支援教育コーディネーター：問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭：事前の保健室来室状況や生徒の様子を関係教職員に情報提供する。
- 部活動の顧問：問題の背景に日常の活動が要因として考えられないか、情報収集を行う。必要に応じて指導の補助を行う。
- さわやか相談員：生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー：専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカー：必要に応じて専門機関と連携を図り、学校とのパイプ役となる。
- 保護者：家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域：いじめを発見し、または、いじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づいた対応を確実に行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) いじめ防止基本方針の周知徹底・・・基本方針の内容を教職員一人ひとりが確実に理解し、適切な対応ができるようにする。
- (2) 取組評価アンケート実施、結果の検証・・・必要に応じて、学期末や年度末に取組に係る評価アンケートを実施するとともに、改善を図り、改善した内容を共通理解する。

### 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」・・・生徒が意欲的に参加できる授業を展開するとともに、授業規律を守る指導力をつけるための研修を行う。
- (2) 生徒指導、教育相談、特別支援教育に係る研修（講師：スクールカウンセラー）・・・カウンセリングや相談の技法等について、より実践的な研修を実施する。

- (3) 情報モラル研修・・・インターネットや携帯電話等によるいじめに関する実際の例を積極的に取り入れ、生徒に直接的な指導ができるような研修を行う。
- (4) 人権教育に係る研修（講師：教育委員会指導主事）

## **X PDCA サイクル**

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実態に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
  - (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
  - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：2月とする。
  - (2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、12月、3月とする。
  - (3) 校内研修等の開催時期
    - 8月：生徒指導及び教育相談に関わる研修